

環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業

217百万円(122百万円)

総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室

1. 事業の概要

環境影響評価制度の施行後10年の見直しの結果を踏まえた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」(以下、改正法とする)が第174回通常国会へ提出され、現在継続審議されているところである(参議院で可決、衆議院で継続審議中)。改正法は、関係政省令及び告示の制定を経て、公布後2年以内の完全施行が予定されている。

そこで、2年後の完全施行に向けて、改正法の運用のための準備を行うとともに、体制の強化を図るものである。

【改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費】

改正法に基づく措置を確実に円滑に実施するため、配慮書手続等の新規手続に関する技術的な考え方を検討する等、改正法の施行及び適切な制度の実施に向けて必要な調査検討を行うとともに、環境影響評価を実施する個別事業者や地方公共団体等、制度の運用に関わる者が改正法に基づく手続を確実に実施できるよう、必要な情報整備及び周知徹底を図る。また、今般の制度見直しにおいて指摘された検討課題について、今後の制度導入に向けた調査等を行う。

【改正法を受けた審査体制強化費】

改正法に規定されている配慮書手続、事後調査結果の公表等の導入に伴い、本省及び地方環境事務所における環境影響評価の審査業務や必要な専門的知見等が大幅に増加することとなる。

そこで、本省・地方事務所の両者についての審査体制を強化するとともに、環境省における審査を補強するために、有識者からの意見を聴取し、大臣意見に反映するような仕組みを整備する。

2. 事業計画

(1) 改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費

【平成23年度～平成25年度】

改正法運用に向けた基本的事項の策定

改正法において新設される位置・規模等の検討段階での配慮書手続等について、事業種に応じた柔軟な取組を行い、環境影響評価法の対象となる全13事業種について実効性のある配慮書手続が実施されるよう、事業種の特性を総合的に把握しつつ、基本的な考え方を定める基本的事項(告示)を策定する。

新制度の周知徹底等

制度の運用に関わる者に対して新制度を周知徹底し、円滑な運用のため、説明会(全国7ブロック)の開催等を行うとともに、事業者が行う配慮書手続が、全事業種を通じて適切な水準となるよう、先進的な実施事例等を元に、配慮書手続における複数案の設定や環境要素ごとの調査、予測及び評価等の具体的な手法について、わかりやすく説明した技術ガイド等を作成する。

環境影響評価に関する情報整備・人材育成

環境影響評価に関する評価項目・手法、環境保全措置の検討に資する各種環境情報について、事業者等が必要な情報を利用できるよう、事業者等のニーズを考慮しながらより効率的なデータベースを構築するとともに、環境影響評価の知見・技術向上のための研修を行い、人材の育成を図る。

今後の検討課題に向けた調査検討等

国会審議等において繰り返し指摘されたより上位の計画や政策段階における戦略的環境アセスメントについて調査検討を進める。特に、主に政策等、今回の法改正で対象となる段階より上位の段階を対象とした諸外国の制度について整理分析し、我が国の政策体系への具体的な導入方法について検討する。

(2) 改正法を受けた審査体制強化費

【平成23年度～平成25年度】

平成23年度は、本省においては、全国的な見地から配慮書段階から事後調査まで一貫した検討・審査を行うための知見、地方事務所においては、地域特性に応じた審査を行うための知見を集積、整理し、新たな制度のもとで審査を行うための基礎となる体制を構築する。

本省においては、全国的見地からの審査に必要となる情報・知見について調査・整理するとともに技術的、新規性の高い案件の審査のための調査検討を行う。また、大臣意見を述べる機会が大幅に増加することから、本省の機構定員を増要求する。さらに、環境大臣意見の作成過程で有識者からの意見を聴取する新たな体制を構築し、審査の体制強化を図る。

地方事務所においては、地域における環境情報の整理、問題点の把握などを行うための調査検討を行う。

24年度以降は改正法の施行を受けて、構築された審査体制の更なる充実を図りつつ、事案ごとに厳格な審査を行う。

3. 施策の効果

改正法の施行にあたり、適正な制度運用のための調査検討や周知徹底を行うとともに、必要な仕組みを構築することにより、制度の円滑な運用が可能になるだけでなく、改正法の成果を効果的に発揮することが期待できる。

また、改正法を受けた審査体制の強化により、本省・地方環境事務所が一体となり、全国的見地と地域の特性を統合した審査を行うことで一層環境保全に配慮した審査の実施を確保することができる。

環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業

一般会計(本省・地方)217,177千円(122,435千円)

環境影響評価法の改正(国会継続審議中)

改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費

127,573千円(81,422千円)
【新規・拡充】

- ・改正法の施行、より実効性の高い制度運用に向けて必要な調査検討・周知、
- ・今後の検討課題(上位段階SEA、データベース整備等)に向けた調査等

・改正法の円滑な運用が可能
・改正法の成果を効果的に発揮

改正法を受けた審査体制強化費

89,604千円(41,013千円)
【うち地方分30,000千円(7,600千円)】
【拡充】

- ・SEA、事後調査等4段階における審査業務、専門的知見の増加に対応するため、審査体制の強化を図る。
- ・地方環境事務所の審査体制の強化

本省・地方環境事務所が一体となり
一貫した審査を行うことで、一層環境
保全に配慮した審査の実施を確保